







諸外国における民事訴訟手続のIT化 比較表

(2020.3「主要先進国における民事裁判手続等のIT化に関する調査研究業務報告書」等による)

		ドイツ 	フランス 	イギリス (イングランド, ウェールズ) 	アメリカ (連邦) 	アメリカ (ニューヨーク州) 	日本 (中間試案) 
訴状の電子提出	仕組み	○ (2018年施行) ・裁判所と弁護士との間では、裁判所内のネットワークにbeA [連邦弁護士会が運用する電子文書の送受信ネットワークにおいて各弁護士に提供される専用のメールボックス] を接続して使用	○ (2009年施行) ・裁判所はWinCi TGI [司法ヴァーチャルプライベートネットワーク上の事件管理用プラットフォーム]、弁護士はe-barreau [弁護士ヴァーチャルプライベートネットワーク上のプラットフォーム] を使用	○ (2015年から順次) ・英国裁判所審判所庁が設置した電子処理システムを専用ウェブサイト経由で利用 ・本人も使用可能 ・電子メールでの提出には、裁判所の許可が必要	○ ・CM/ECF [下級裁判所向けの電子提出と電子事件管理に共通のシステム] を利用 ・弁護士は、裁判所ごとに事前の登録が必要 ・本人は、登録に裁判所の許可が必要	○ ・NYSCEF [単一・共通の電子提出システムであり、事件管理システムとは別のシステム] を利用 ・弁護士は、弁護士登録等に用いるIDとパスワードを用いてログイン可能 ・本人は、事件ごとに申請・登録して利用可能	○
	本人確認	・beAでは、弁護士が各自のIDカードにより本人認証と電子署名 ・他の弁護士やスタッフに閲覧・印刷・編集・送信の権限を付与可能だが、弁護士本人の適格電子署名がないと送信は無効 (弁護士が送信する場合には、電子署名があれば有効であり、適格電子署名までは不要)	・電子的伝達に際して省令で定める方法で本人確認が実施された場合には、その訴訟文書について代理人の署名があったものと同視	・GE-File [電子ファイリングと事件管理のシステム] に個人情報を登録し、E-Filerのアカウントを作成 ・ユーザー名 (登録した電子メールアドレス) とパスワードを用いてログイン	・あるIDとパスワードを用いて文書を提出することは、その文書への署名として扱われる (文書に署名欄を設け、"s/" を頭につけて記名)	・署名の画像を文書に添付、その者のIDとパスワードによって電子提出、のいずれかをもって、署名と扱われる ・弁護士の代理人として電子提出を行う者も、システムに登録し電子提出可能 ・第三者に自分のIDを使用した電子提出を許可できるが、提出された文書についての全責任を負う	・電子署名以外も可能
電子提出の義務	弁護士等	○ (2022施行) ・弁護士、官庁又は公法上の法人等	○ (2019年施行) ・旧大審裁判所 [弁護士強制、訴額1万ユーロ未満以外の事件を管轄] ・控訴院では2011年から義務	○ (2017年から順次) ・Rolls Building [ロンドンの商事裁判所等のある紛争解決センター] では2017年から義務、中央裁判所女王座部本部では2019年から義務等	○ (2018年に確認的に連邦規則化) ・弁護士に代理されている当事者は原則として義務	○	○ or ×
	例外	—	○ ・外的な事由により不可能である場合には、紙媒体で訴訟文書を提出可能 (現在は例みられず) ・期間の最終日に外的な事由が存在するために訴訟行為ができない場合には、期間が次の開業日まで延長 (例: 弁護士の他の事務所への移転等)	○ ・緊急を要する場合には、紙で提出させてスキャンしたり、電子メールで提出させるなどの対応をしてきたよう	○ ・地域や裁判所ごとのローカル・ルールで例外を設ける余地あり	○ ・必要な知識又は設備を欠く弁護士は、免除の申立てが可能	○ or ×
	本人	× ・なお、地方裁判所以上は弁護士強制	× ・なお、旧大審裁判所 [訴額1万ユーロ未満以外] は弁護士強制	×	× ・なお、本人は、利用登録に制約のないPACERを通じた訴訟記録の閲覧が可能	×	○ or ×
電子送達	仕組み	○ (2001年成立) ・beAを利用 (電子文書を実際に受信) ・弁護士等、官庁・公法上の団体・施設等やそれ以外の明示的に同意する者に対しては、電子文書を送達することができ、電子的に受領確認がされる ・弁護士等の専門職は、電子受領の義務 ・一般市民には電子文書の受領義務はなく、電子的に提出された訴状を裁判所が印刷して被告に送達	○ (2009年施行) ・執行吏送達されるべき文書 [旧大審裁判所の事件の呼出状等] は、執行吏が電子的に署名した後、全国執行吏会議の責任で管理する当該名宛人向けの電子書庫に格納され、名宛人がこれにアクセスして受領 (2012年制定) ・名宛人の明示の同意が必要であり、弁護士のみ利用可能だが、弁護士等が弁護士等を対象とする電子的伝達ネットワークに加入しているときは同意擬制 (2015年制定)	○ ・裁判所ではなく当事者が送達 ・通常は、第一種郵便やドキュメントエクスチェンジを使用 ・UK内では、当事者やソリシターが事前に書面で認めた場合は、FAXや電子メールによる送達も可能	○ ・被告に対する訴状と召喚状の送達については、伝統的な方法によるのが一般的	○ ・訴状等の送達は、伝統的な方法によらなければならないのが原則 ・送達文書に電子提出による旨の通知を同封すべきものとされており、この通知を受けた相手方がシステム上で同意の手続をとることにより電子提出によることが確定し、その後は原則として全ての文書の提出と送達が電子的に行われる	○
	通知	・普段使用している電子メールアドレスに通知されるように設定可能 ・事件を複数の弁護士が担当する場合には、受領を担当する者を定めなければならない	・当該名宛人向けの電子書庫に格納されたことがSECURAT [プラットフォーム名] を介して電子メール又はSMSにより通知 ・名宛人が電子メールを開封したときは、電子的に受領通知がされる ・電子的方法による執行吏送達の日時は、名宛人に対して発信した日時とする	—	・事件ファイルに新たな文書が提出された場合には、関係者 (訴状等を電子提出した弁護士、当該手続につき出廷し、かつ出廷通知を電子提出した者等) の電子メールアドレスに自動通知 (NEF) ・NEFの受信者は、電子メール上のリンクをクリックすることで、一度だけ無料で新たに登録された文書の閲覧・ダウンロードが可能 ・NEFの送信は、送達としての効力を持つ	—	・メール、SMS等

諸外国における民事訴訟手続のIT化 比較表

(2020.3「主要先進国における民事裁判手続等のIT化に関する調査研究業務報告書」等による)

法廷	口頭弁論等	○ (2001年成立) ・当初は両当事者の承諾が要件だったが、両当事者の承諾は不要になり、弁論では職権でも利用可能に (2013年成立) ・法廷以外の場所から映像と音声法廷に同時中継 ・口頭弁論期日の前に当事者が集まることはほぼなく、多くの訴訟は1回の口頭弁論期日で終わる ・口頭弁論の準備のための手続としては、書面による事前手続を利用	○ ・当事者全員の同意が要件 ・複数の法廷をビデオ会議システムで接続 ・弁論に関し、特段の規定がある場合には、期日に出頭することなく、書面で主張可能 (2010年制定) ・旧大審裁判所において、当事者の明示の合意がある場合には、手続を書面のみで行うことが可能 (2019年成立)	○ ・ビデオリンク等を利用可能 ・双方当事者の意向を聞いて裁判所が許可	○ ・裁判官と代理人弁護士のみで行われるカンファレンスは、電話会議が多く、ビデオ会議は少ないよう ・伝統的には、主張を交換するために当事者双方と裁判所が一同に会する期日を頻りに必要としない	○ ・プレトリアル手続におけるカンファレンスで、電話会議の利用はされているよう	○
	証人尋問等	・当事者又は証拠調べの対象者の申立てが必要だが、これらの者の同意は不要 ・通説によると、証人は、尋問の間、司法職員により管理された空間にいなければならない ・当事者尋問については、弁護士事務所の部屋も考えられ、鑑定人や公務員については、その事務所も考えられる	—	・ビデオリンク等を利用可能 ・双方当事者の意向を聞いて裁判所が許可	・トリアルにおける遠隔地からの同時通信を利用した証言は、真にやむを得ない状況における正当な理由に基づき、かつ適切なセーフガードと共にでなければ、許されない ・現実に出廷しての尋問が困難である場合には、デポジション〔証言録取〕の利用が一般的とみられる	—	・要件を緩和
	インターネット中継等	×	× ・当該弁論につき公開原則が妥当する場合には、接続された全ての法廷を公開する必要 ・録音・録画は、文化遺産法典が定める例外を除いて禁止	× ・最高裁においては、オンラインで弁論及び判決言渡しを閲覧可能	△ (2011年から試行) ・一部の裁判所 (カリフォルニア州北部地区裁判所等) において、プロジェクトに参加する裁判官が自己の担当する事件から選択し、当事者が同意したものを録画・公開	△	・規律を維持
事件管理	事件記録	○ ・2026年までに全ての訴訟記録が電子的に取り扱われる。(2017年成立)	○	○ ・記録の閲覧・コピーは、申込みをして、裁判所の許可を得て可能 ・検索は有料であり、検索時間15分ごとに課金 ・提出された全ての文書がスキャンされて電子ファイルとされるが、文書の量により実際的でない場合は別	○	○	○
	電子判決書	○ ・裁判官は、各自のIDカードにより本人認証や電子署名を行う	○ (2012年施行) ・電子署名を付した電子文書で作成可能	○	○	○	○
	利害関係のない第三者による裁判所外からの閲覧	△ (判決) ・裁判所外では、判決は匿名化して公表されるが、裁判記録は公表されない ・従来から、第三者による記録の閲覧は、法的利益を疎明した場合か、両当事者が同意した場合に限定	△ (判決その他の裁判) ・判決その他の裁判全般は、原則として電子的に一般公開 ・裁判に記載された自然人の氏名は、当事者・第三者ともに匿名化処理 ・裁判官・裁判所書記官の識別情報も、これらの者 (及びその近親者) の安全や私生活の尊重を害するおそれがあるときは、匿名化処理 ・裁判以外の一般民事訴訟事件の記録は、非公開	△ (主張、判決・命令) ・中央裁判所の公共のキオスク端末において、第三者も電子記録を閲覧して、請求原因及び事実に関する陳述書のコピー (添付されたものは除く) と公開された判決や命令のコピーを入手可能 ・第三者にも利用が可能な文書のコピーを得たいものは、費用を支払い、電子コピーを電子メールで送るよう請求可能	○ ・ECFを通じて提出された電子ファイルは、PACERを通じて、手数料制の下、原則として誰でも閲覧・取得可能 ・原則として一定の個人情報情報を墨消しする必要等あり	○ ・裁判記録は、PACERにかなり近い程度までオンラインで公開 ・秘匿命令がされているものを除いて、係争中であれ確定後であれ無料で検索でき、裁判書等だけでなく、NYSCEF上で提出された文書も取得可能 ・電子提出かどうかにかかわらず、提出者は、原則として、裁判所への提出文書から一定の個人情報情報を排除又は墨消しする必要等あり	△ or ×